

文政十三年(1830)京都地震における震災対応

大谷大学大学院 文学研究科* 西山昭仁

People's Reaction on Disaster from Kyoto Earthquake occurred in 1830 (Bunsei 13)

Akihito NISHIYAMA

Graduate School of Literature, Otani University

Koyama Kamifusa-cho, Kita-ku, Kyoto 603-8143, Japan

§ 1. はじめに

地震は同一地域に繰り返し発生するとされているが、それによって生じる地震災害は、地震が発生する度に異なった様相を見せる。それは、地震災害を受ける地域社会が時代の推移に伴って変遷を遂げており、震災に対応する人々の意識や行動にも変化が生じているためである。では、数十～数百年といった長い間隔をおいて同一地域で発生し、大きな被害をもたらす稀有な被害地震に対して、当時の人々はどのように対応し、その被害地震は当時の社会にどのような影響を与えていたのだろうか。この疑問について考察する地域として、平安遷都以来、古代～中世～近世を通じて幾多の地震災害を蒙ってきた京都を取り上げ、約170年前に発生した京都における最新の被害地震を対象として、その震災対応を検証してみたい。

文政十三年(1830)京都地震は、文政十三年七月二日(グレゴリオ暦では1830年8月19日)の申刻頃(午後3～5時頃)に発生し、主として現在の京都市中心部に大きな被害を与えた内陸地震である。この地震による物的・人的被害は、当時、人口の集中していた京都市中とその周辺地域において多大であったことから、以下ではこの地震を「文政十三年京都地震」と呼称する。また、この地震の発生によって同年十二月十日に「文政」から「天保」へと改元が行われていたことから、年号は実際に地震が発生した「文政十三年」を用いることにする。

この地震に関する先行研究としては、三木(1979)、宇佐美(1996)がある。前者では震災の具

体的な状況や、人々の地震後の有様などについて詳細な検証がなされており、後者では史料記述などから、京都府亀岡市付近に震源が推定されている。特に、三木(1979)はこの地震に関する先駆的な研究であり、本稿を展開していく上で指針とすべきものである。本稿では、震災の詳細な検証や震源の推定といった先行研究の成果を踏まえつつ、別の観点から文政十三年京都地震について検証していきたいと思う。

この地震は、江戸後期に京都近傍で発生した被害地震であったため、現存する数多くの文献史料には、地震の詳細な被害状況のみならず、地震発生時の人々の動静なども克明に記されている。そのため、その詳細な史料記述からは、当時の人々の震災対応についても窺い知ることが可能と考える。そこで本稿では、文政十三年京都地震に際して、当時の京都の人々の行動や対応について史料記述から導き出し、様々な階層における震災対応について個別に検証していく。また、江戸期の京都における他の震災との比較・検討から、文政期の京都の人々が行った震災対応の背景にある、時代的・地域的な特徴についても考察を試みたい。

1.1 江戸後期の京都

京都は、17世紀前半には日本経済の中心的位置にあり、全国的な流通の中央市場であったが、西廻り航路の発達による大坂の台頭などによって、経済都市としての地位は低下していき、18世紀には工芸や手工業を中心とする生産都市へと、その経済構造を急速に転換させていった[鎌田(20

*〒603-8143 京都市北区小山上総町

E-mail: HZW00103@nifty.ne.jp

00)]. その後、生産都市としての京都は、「西陣焼け」と呼ばれた享保十五年(1730)六月の大火によって西陣機業が打撃を受け、諸国の機業地の勃興によって機業は徐々に衰退を余儀なくされていった。一方、観光都市として全国から数多くの人々を集めていた京都は、天明八年(1788)一月の大火によって市街地の約8割が焼亡する大惨事を蒙っており、寛政～文化期(1789～1818)を通じてようやく復興を成し遂げていた[林屋・他(1973)].

また、この地震が発生する以前の文化・文政期は、異常気象による凶作によって、百姓一揆や打ちこわしが各地の農村や都市で続発しており、社会秩序は動揺し、民衆の社会不安は募っていた。このような状況下、民衆が集团的に伊勢神宮へ参詣する御蔭参りが興っていた。地震発生直前の文政十三年三月、阿波の徳島に伊勢神宮の御札が降り、様々な奇瑞が起こったという噂が広まり、農繁期にも拘わらず、畿内をはじめほぼ全国から約500万人にも及ぶ大勢の人々が伊勢神宮へと参詣していた[青木(1993)、林屋・他(1973)]. 京都では、洛中洛外から御蔭参りに出かける人々も多かったが、諸国から御蔭参りに向かう多数の人々が京都を通過したことから、京都市中は非常な混雑状態となり、米・野菜などの物価が高騰したために、町々の民衆の生活は難渋していた[林屋・他(1973)]. このような御蔭参りの熱狂が、同年閏三月に畿内や中国・四国へと拡大し、京都においてもその集团的熱狂が未だ終息していなかった七月二日の申刻頃、今回の地震が発生した。

本稿では、このような時代状況の下で発生した文政十三年京都地震に際して、当時の京都の人々がどのように行動しており、予期せぬ震災にどのような対応を行っていたのか、という観点から、個々の事例について考察を加えていきたい。

§ 2. 京都町奉行の対応

京都町奉行は、江戸幕府の職制では老中支配に属しており、京都に置かれた幕府の遠国奉行であった。また、京都市中における公事訴訟の裁決・検断などの町方支配、山城における諸触の伝達や犯罪の取締りなど、京都の司法・民政を担当していた役職であり、二条城の南西に東町・西町の東西両奉行所が設置されていた。

地震発生直後から、京都町奉行は、京都市中の

民衆に対して多数の町触を発しており、地震発生によって生じた京都市中の混乱状態を抑制しようと、様々な対策を講じていた。尚、町触とは、町奉行(幕府)が町方(民衆)に対して発した法令であり、町役人を通して交付・回覧され、町々では町内に触れ回すと共に、触留帳に書き写して後の参考とされていた。

次では、主に『京都町触集成』の記述から、京都町奉行の震災対応やそれを受けた民衆の対応について見ていく。

2.1 火災発生防止の町触

七月二日の本震発生直後には、「地震ニ付、裏借屋ニ至迄火之元弥可入念旨、洛中洛外江可相触もの也/七月二日」[『京都町触集成』]として、火の元注意の町触が町々に向けて出されており、町々の民衆に対して火災への注意を喚起していた様子が窺える。地震発生後直ちに、火の元注意の町触が発せられていたことから、当時の京都町奉行の側には、「大地震の直後には火災が発生する」という認識があったように思える。

また、別の町触には、「風立候間、裏借家ニ至迄火之元無油断弥可入念旨、洛中洛外江可相触もの也/寅七月」[『京都町触集成』]とあり、日付は不明であるが、恐らく、地震発生直前に出されていた火の元注意の町触であったと考えられる。何故なら、松浦静山の随筆『甲子夜話』には、「一、六月晦日のぼん、四十五年目の大火、四条乃ふや町松原通まで両側不残やけ、表斗り家数八十四軒、又地震後四日五日、中立売新町角室町頭少し、七条大宮通り少々火事有之候」[『甲子夜話』]と記されており、地震発生2日前の六月二十九日の晩に、京都市中で比較的大きな大火の発生していた状況が窺えるためである。この史料記述にある「四十五年目の大火」とは、多分、その大火が、42年前の天明八年(1788)一月三十日に発生した「天明大火」以来の大火であったことを示しているのだろう。そのため、上記の「寅七月」付の火の元注意の町触は、六月二十九日の大火発生を受けて、地震発生前日の七月一日に出された町触であったと考えることができる。このように、偶然にも地震発生の前日に火の元注意の町触が出されており、町々の民衆が常にも増して火災発生を警戒していた只中に、折良く今回の地震が発生していた。このことは、地震発生直後、京

都市中の町々において、火災の発生が殆ど皆無であった状況に、何らかの影響を及ぼしていたと考えられ、火災発生による震災の拡大を抑止する一助となっていたようにも思える。

更に、呉服問屋の白木屋の史料には、「飯焚にも竈不残打碎、用立不申候、いづ方も土間を掘候て焚候次第御座候」〔「健斎叢書」〕と記されており、地震直後の京都市中では、家々の竈が破砕していたために、止むを得ず不用心な状態で火が使用されていた様子が窺える。竈を用いずに煮炊きを行っていたことから、普段よりも火災が発生しやすい危険な状態にあり、地震直後から、人々の火災発生に対する警戒心は高まっていたであろう。また、同史料には、「大地震の跡は火事ジャがと申て、銘々其用意を仕、二條河原、近在へ引越候もの數多」〔「健斎叢書」〕とも記されている。この記述から、火災発生を防止するために町触を発していた京都町奉行の側だけではなく、その町触を受けた民衆の側にも、「大地震の直後には火災が発生する」という認識があったと考えられる。そして、このような地震と火災発生とを関連付ける捉え方は、当時、政権側であった京都町奉行と民衆の側との双方に共有されていた、一種の災害観であったようにも思える。

これらのことから、地震発生直後において当時の京都の人々は、地震の揺れによる直接的な被害よりも、むしろその地震被害に起因する半ば自然発生的な火災について、より強く警戒していたと考えられる。そして、地震直後の混乱した状況下で火災が発生し、大火へと拡大する事態に危惧の念を抱いていたと考える。また、このような火災発生に対する人々の警戒心は、天明八年一月の「天明大火」をはじめとする幾多の大火の度毎に経験され、時代を越えて語り伝えられてきた、大火への恐怖心に起因していたように思える。

2.2 手間賃や物価統制の町触

地震発生の翌日には、「地震ニ付所ノ破損所有之候ニ付、大工、左官、屋根屋、瓦師等之諸職人日雇賃銭并材木屋其外作事ニ付候品ノ者勿論、諸色共直上ヶ等者致間敷事ニ候得共、自然地震を申立ニいたし賃銭相増候歟、又ハ諸色直上ヶいたし候趣相聞候ハ、吟味之上答可申付候ノ右之趣洛中洛外へ早ノ可申通事ノ寅七月三日」〔『京都町触集成』〕とあり、諸手間賃や諸物価の値上げ取り

締まりの町触が出されていた。このように、地震発生直後の時点で、町奉行が手間賃や物価の値上げを統制していたことから、当時、日常的な物価高に困窮していた民衆の生活がこれ以上難渋しないように、町奉行が素早く対応していたように思える。しかし、町奉行の第一の目的は、民衆の生活を守ることにあつたのではなく、物価の高騰に伴う京都市中の更なる混乱を未然に防止し、その混乱によって引き起こされる社会不安を抑止することにあつたと考えられる。何故なら、京都市中における手間賃や物価の高騰は、震災からの復興活動を妨げるだけではなく、急激な値上がりによって民衆の生活がより一層困窮に陥り、京都市中における混乱状態や社会不安が増大して、民衆の不満が政権側の無策へと向かい、打ちこわしなど都市騒擾を引き起こす可能性があつたためである。そのため、地震直後、京都町奉行が手間賃や物価の値上げを統制していた目的は、都市民衆の救済にあつたのではなく、京都市中での更なる混乱状態を未然に防止して、京都における幕府権力の安定を保持することにあつたと想定できる。

また、この町触は、地震発生直後の七月二日の時点で、京都市中において手間賃や物価が既に高騰していた状況を表しているものではなかろう。京都町奉行は、今回の地震発生以前にも、大火発生後の状況などから、手間賃や物価の高騰を経験していた筈であり、今回の場合もそれが十分に予見できたために、前もって町触を発することによって抑止策を講じていたと考える。

更に、三井家の大坂両替店の記録には、「諸方繕普請等一時ニ相成候ニ付、而は諸職人御廻り合不申儀ニ御座候、依之諸職人日雇賃銭材木其外諸色共直上ヶ等致間敷儀御触流有之、御仁恵之程一統難有奉存居事御座候」〔「日記録」〕と記されている。この記述によると、上記の町触を、政権側の仁恵（慈悲）として捉えており、少なくとも三井家の京都両替店の人々は、その町触を有り難いものとして受け止めていた様子が窺える。このことから、京都の民衆の一部では、地震発生の翌日に出された上記の町触について、地震後における手間賃・物価の値上げを取り締まり、生活の更なる困窮を抑止するための政権側の効果的な対策として捉えており、地震直後の京都町奉行の対応に歓迎の意を示していたようにも見受けられる。

一方、白木屋の史料には、「右に付大工手傳、

左官手間代、凡日々拾匁位、夫にても中々容易に手廻り不申候」「健斎叢書」と記されており、地震後、大工や左官などの日当は約10匁となり、被災箇所が多かったために大工や左官の数が不足して、なかなか修復工事に来てくれなかった状況がわかる。このことから、上記のような町触にも拘わらず、実際には、地震直後の京都において短期間に増加した修復工事の需要によって、大工や左官など諸職人は供給不足となっており、その手間賃は忽ち値上がりしていた状況が想定できる。また、手間賃と同様に、京都においては材木や瓦など修復に要する諸資材の需要も増加したために、それらが値上がりしていた状況も想像できるだろう。

2.3 浮説取り締まりの町触

日付は不明であるが、恐らく地震発生の数日後には、「地震ニ付、火事沙汰異説等品々不取留儀申触し市中を為騒候趣相聞、不埒之至ニ候、右体浮説申触候者有之候ハ召捕、急度可遂吟味候間、心得違無之候様洛中洛外へ早々可申通もの也／寅七月」『京都町触集成』として、浮説取り締まりの町触が出されていた。この町触は、地震直後の混乱によって、京都市中では様々な噂や流言が飛び交っており、京都町奉行が、そのような根拠のない流言飛語の流布を抑止しようと努めていた様子を表している。

地震発生以後、打ち続く余震やそれによる建物の倒壊などを恐れて、屋外での避難生活を強いられていた大勢の民衆は、日々積み重なる疲労や不安感によって、余震はいつになったら止むのか、火災は発生しないのか、今後の生活はどうなるのかといった心配事が日毎に増大していたと推察する。このように、心理的に不安定な状況におかれていた地震直後の民衆たちは、流言飛語を受け入れやすい状態にあり、地震や震災に関する情報については、その信憑性よりもむしろ事件性の方が重要視され、信じ込まれていったように思える。そのため、地震発生以後、民衆のそのような要求に応える形で、事件性を帯びた真偽不明の浮説が、京都市中において瞬く間に流布していった状況が想像できる。そこで、政権側である町奉行は、そのように流布していた流言飛語について、民心を困惑させ、更なる混乱を引き起こす不安定要素として捉えており、上記のような町触を発していた

と考えられるであろう。

また、京都町奉行は、そのような流言飛語を、地震によって混乱した京都に、更なる混乱と騒擾をもたらす不安定要素として捉えていたようにも思える。町奉行が恐れていた事態とは、地震直後の混乱を収拾できない町奉行（幕府）に対して民衆の不満が噴出し、それが都市騒擾へと拡大していく危険性であったのではないかと考える。このように考えると、上記の町触は、地震後の混乱に乗じて幕政への反発が起こり、京都において反幕府の騒擾が発生するという、不測の事態を未然に抑止するために発せられた、一種の言論・情報統制であったと捉えることも可能であろう。

§3. 京都所司代の対応

京都所司代は、江戸幕府が京都に置いた重職であり、朝廷の守護や公家・門跡の監察、五畿内や丹波・近江・播磨の8ヵ国の公事・訴訟の管掌など、幕府の西国支配の中核的な役割を有していた。次では、その京都所司代の震災対応について見ていく。

当時の禁裏御所や仙洞御所、五摂家の屋敷などの周囲は、土を突き固めて造られた築地塀によって取り囲まれており、その一帯の空間は「御築地之内」とも呼ばれていた[高木(2001)]。今回の地震によって、それらの築地塀や他の公家屋敷の練塀（瓦と練土で造られた塀）などは、至る所で破損・崩壊するという大きな被害を蒙っていた。そこで京都所司代は、地震直後の七月五日、公家衆に対して次のような触を発していた。公家の正親町家の役所日記には、「一、武者小路殿ヨリ／右雑掌触壱通御到来候事／去二日地震ニ而所々損不用心ニ付、松平伯耆守組与力同心共、御築地内外夜廻り申付、繁々相廻り申候、右ニ付怪敷ものと見請候者、摂家方、宮方、堂上方、御家来と申候而も、時宜ニ寄召捕吟味可致儀も可有之候間、兼而申越置候旨申聞候、依之此段申上候事／七月五日／梶野土佐守／一色信濃守」[「正親町家役所日記」]という触が記載されている。この京都所司代の触によると、所司代は地震後、与力や同心を派遣して御所周辺の夜間警備を実施しており、夜間に御所の周辺で不審な者がいたならば、摂家や宮家などの公家侍であっても、状況に応じて召し捕らえ、取り調べる旨について通達していたことがわかる。また、この触では、御所周辺にお

ける夜間の外出を禁じており、嚴重な警備態勢をとっていた様子が見られることから、地震直後の京都所司代の緊迫感が窺えるだろう。

地震発生当時、京都所司代であった松平伯耆守資始が、地震直後にこのような対応を実施していた理由としては、次のように考えることができる。今回の地震によって、禁裏御所や仙洞御所、公家屋敷を圍繞していた築地塀や練塀などが大きな被害を蒙っており、また、地震発生後の混乱によって京都市中の治安は悪化していた。そのため、地震による被害の発生といった非常事態において、御所周辺の夜間警備を実施することは、朝廷を守護するという京都所司代の職務上、必然的な行動であったと考えられる。尚、この時期の幕府は、朝廷を統制するよりも、むしろ朝廷との融和を重視する政治路線をとっていた〔藤田（1995）〕。このことから考えると、上記のような京都所司代の地震発生直後における朝廷への対応は、緊急時において直ちに朝廷を防衛するという行為を通して、所司代が、幕府の存在感と重要性を朝廷に示す絶好の機会であったようにも思える。

§ 4. 幕府の震災対応

この時期の江戸幕府は、將軍徳川家斉の治世下で財政悪化に苦慮していた。次では、地震発生後に幕府が、被災地の京都において、どのような対応を実施していたのかについて見ていく。

4. 1 幕府の震災復興策

ここでは、地震によって被災した京都市中で、幕府側がどのような震災復興策を実施していたのかについて、当時、京都の民政を司っていた京都町奉行の対応を中心に見ていく。

地震後1ヶ月を経た八月になって、京都町奉行から、「地震ニ付、摂家官方堂上方其外共、構練塀筋瓦塀土塀倒損取片付／右請切入札望之者、来ル十三日十四日之内、小堀主税方へ罷越、根帳ニ付、仕様帳写取、翌十五日伊勢於御役所札披候旨可相触もの也／寅八月」〔『京都町触集成』〕という町触が出されていた。この町触は、公家屋敷の築地塀や練塀などの瓦礫の処理が、地震後1ヶ月余りという比較的早い時点で実施されていた様子を示している。このことから、地震によって大きな被害を蒙っていた二条城・所司代屋敷・東西町奉行所などの幕府の諸施設よりも早く、公家屋敷

において修復工事が開始されていた状況がわかる。このように、公家衆を優先した幕府の震災復興策からは、当該期の幕府が朝廷の動向を強く意識していた様子が窺え、そこには、朝廷に対する幕府の融和政策の一面が表れているように思える。

また、公家の速水家の日記には、「(十月七日) 口上覚／仙洞御所御車寄辺、御唐門脇御築地等御修覆ニ付、従来七日御台所御門御出入、御車寄南方土戸ヨリ諸大夫之間御昇降可被遊候、御修覆相済候へハ、猶又可申入候」〔『速水家日記』〕と記されている。この記述から、地震によって破損した仙洞御所の唐門脇の築地塀などの修復工事が、地震後3ヶ月経った十月初旬になって、ようやく開始されていた様子が窺える。このような年内における修復工事の開始はまだ早い方であり、実際、多くの公家屋敷の修復工事については更に遅れていた。京都町奉行から、「一、鷹司殿表門、四脚門、裏門并灰筋練塀其外共／一、五条家構灰筋練塀共／一、長谷家構表門并灰筋練塀共／一、広橋家構表門并灰筋練塀共／一、今出川家構表門并灰筋練塀共／右地震ニ付、倒レ損破損御修復入札望之者、来ル廿七日廿八日之内、小堀主税方江家持受人召連参、根帳ニ付、仕様帳写取、翌廿九日土佐於御役所札披候間、此旨可相触もの也／卯正月」〔『京都町触集成』〕という町触が出されていたことから、翌天保二年（1831）一月末になって、ようやく公家屋敷の諸門や築地塀・練塀などで、本格的な修復工事が開始されていた様子が見える。

更に、公家の東坊城聡長の日記には、「(天保二年) 七月／二日壬子晴、去年今日申剋大地震、至今日微動未止、時々驚眠如何云々、去年之損所未全繕、所々築地以板掩塞余／宅西築地武家之沙汰也、未加修理箇所多之間、自然及懈怠云々」〔『東坊城聡長日記』〕と記されている。この記述から、地震後1年を経た時点においても、東坊城家の屋敷の築地塀は未だ全く修復されておらず、崩壊箇所を板で覆っていた状況が見受けられる。

当時、公家屋敷の修復工事については京都所司代の管理下であり、公家側で勝手に修復を行うことは困難であったと考える。そのため、今回の地震の場合のように被災箇所が多い場合には、修復費用を調達するために、幕府側との折衝に多くの時間を費やしており、修復工事の開始は大幅に遅延していたと想定する。そこで、多くの公家衆は、修復工事の遅延によって、長期間にわたり不自由

な生活を強いられており、上記のように幕府側に対して、「自然及懈怠」というような不満を抱く者もいたように思える。

文政十三年七月二日の地震発生から3～5ヶ月を経た時点で、京都町奉行から、「松平伊勢守御役所、裁許所并御番所廻り地震ニ付破損御修復入札有之候間、望之者ハ明八日ヨリ中井岡次郎方江家持請人召連、根帳ニ付、仕様帳写取、直段相考、同十日朝五時於土佐御役所札披候間、此旨可相触もの也／寅十月」〔『京都町触集成』〕や、「地震ニ付、牢屋敷廻り外構土塀入札有之候間、望之者ハ明十八日ヨリ中井岡次郎方江家持受人召連参、根帳ニ付、仕様帳写取、直段相考、来ル廿日朝五時於土佐御役所札披候間、此旨可相触もの也／寅十月」〔『京都町触集成』〕及び、「地震ニ付、所司代三御屋敷破損ヶ所之内御修復有之、望之者ハ来ル十六日ヨリ十八日迄之内、中井岡次郎方江家持受人召連参、根帳ニ付、仕様帳写取、直段相考、同廿日朝五時於土佐御役所札披候間、此旨可相触もの也／寅十二月」〔『京都町触集成』〕といった町触が出されている。これらの町触から、十月～十二月になってようやく、町奉行所、二条城の牢屋敷、所司代屋敷などにおいて、被災箇所の修復や再建工事が開始されていた様子が窺える。このことから、京都における江戸幕府の諸施設の修復・再建工事については、地震による被害が大きかったにも拘わらず、全体的に遅延していた状況が見受けられる。その理由としては、この時期の幕府財政が非常に逼迫した状態であったことが考えられ、そのため、被災した二条城、所司代屋敷、町奉行所などの修復・再建に必要な費用の調達は決して容易ではなく、江戸の幕府との折衝にかなりの月日を要していた状況が想像できる。

4.2 幕府の震災対応の特徴

ここでは、文政十三年京都地震の際に実施された江戸幕府の震災対応に見られる特徴について考察していく。

江戸前期の寛文二年（1662）五月一日、若狭や近江西部に大きな被害を与えた若狭・近江地震が発生していた。この地震によって、京都及びその周辺地域でも大きな被害が生じており、そのため江戸幕府は、被災地である畿内や京都において様々な震災対応を実施していた〔三木（1992）〕。『厳有院殿御実紀』など当時の幕府側の史料によ

ると、初動対応として幕府は、江戸から京都へ巡察使（役儀としては諸国巡見使と同様）などを派遣し、被害の実地調査を迅速に行うと共に、朝廷の被災状況を調査するための使者も派遣されていた。また、被災地の京都においては、京都所司代の主導によって、迅速に京都市中や周辺地域の被害調査が実施されていたようである。

その後、約168年もの期間をおいて発生した文政十三年京都地震の際には、前述したように、江戸幕府の京都における施政機構であった京都町奉行や京都所司代の主導によって、京都市中や周辺地域において迅速な震災対応が実施されていた。

これらのことから、寛文二年の地震の際には、京都を含む上方での震災について、江戸の幕府は積極的に対応しており、様々な対策を講じていた状況がわかる。しかし一方、文政十三年の地震の際には、京都での震災について、江戸の幕府そのものは何ら対応を実施しておらず、寛文期と文政期とでは、幕府の対応の仕方に大きな相違があったように思える。

参考までに、江戸幕府編纂の史書である『徳川実紀』のうち、寛文期の『厳有院殿御実紀』を見ると、「此朔日京大地震。二條城外郭各所破損す。されども 禁裡、院中無事の旨所司代より注進す。尤大津、宇治の倉廩崩潰せしとぞ。又丹波亀山、篠山兩城、攝州尼が崎、江州膳所、若州小濱の諸城崩れ、江州朽木谷にては、領主朽木兵部少輔入道貞綱壓せられて死せしとぞ聞えし」〔『厳有院殿御実紀』〕と記されており、寛文二年若狭・近江地震に関する記述が多く見られる。しかし、同じく江戸幕府編纂の史書である『続徳川実紀』のうち、文政期の『文恭院殿御実紀』には、文政十三年京都地震に関する記述は一語も見られない。その理由としては、次のように考えることができるだろう。

江戸前期には、幕府の京都施政機構は京都所司代のみであり（京都代官は寛文四年（1664）に、京都町奉行は寛文十年（1670）に設置）、行政組織としては未だ不十分であったことから、江戸の幕府自らが、上方での地震に際して震災対応を実施する必要があったと考える。一方、江戸後期には、京都所司代や京都代官、京都町奉行といった京都での幕府施政機構が充実しており、京都を含む上方での地震に際しては、現地（京都・大坂など）の施政機構が主体となって震災対応を実施し

ていたために、文政十三年京都地震の際には、江戸の幕府そのものが関与する必要は殆どなかったと考える。そのため、『文恭院殿御実紀』に京都地震についての記述が皆無であるのは、文政期の京都地震に際して、江戸の幕府自らが震災対応を実施していなかったためであり、決して江戸の幕府が、京都での被害地震について無関心であったことを表しているものではなかろう。

また、天明八年（1788）一月に発生し、京都市街地の約8割が焼亡した「天明大火」の際には、類焼による困窮者を対象にして、京都町奉行による粥施行が実施されていたが、むしろ併せて行なわれていた民間の施行の方が多額であった〔安国（1996）〕。このように、約42年前の「天明大火」の発生後に京都町奉行は、僅かながら民衆への救済を実施していた。しかし、同じ江戸期における京都での幕府の震災対応には、寛文期・文政期ともに、被災民に対する救済の姿勢を窺い知ることにはできない。このことから、地震発生を含めた緊急事態において、江戸幕府が最重要とした関心事は、民衆の救済にあったのではないように思えてくる。そのため、地震や大火といった大災害に伴う破壊と混乱の渦中において、幕府側は、それ以上の混乱発生を抑止するための対応を重視しており、それを積極的に実施していたと考える。そのような対応には、結果として民衆を救済していた側面も見られるだろうが、やはり幕府側は、地震発生後の混乱状態について、京都における幕府の権力が脅かされる非常事態として捉えており、民衆への救済よりも自らの政権の安定を優先し、様々な震災対応を実施していたように思える。このことから、前述したような、文政十三年京都地震における京都町奉行や京都所司代の震災対応の目的は、地震発生後の治安維持や騒擾防止にあり、それは幕府権力の保持に主眼をおいて実施されていた、幕府自身のための対応であったと見做すこともできるだろう。

§ 5. 朝廷の対応

文政期の朝廷では、文化十四年（1817）三月に光格天皇が譲位した後、仁孝天皇が即位していた。しかし譲位後、光格上皇は、江戸初期以来途絶していた院政を敷き、その後約23年もの間、上皇として君臨し、朝儀の復古的再興を推し進めていた〔藤田（1995）〕。次では、朝幕融和を第一とす

る幕府の方針の下で、京都所司代の管理下に置かれていた朝廷が、地震発生後、どのような独自の対応を実施していたのかについて見ていく。

5.1 天皇や上皇の行動

公家の橋本実久の日記である「実久卿記」や、同じく公家の野宮定功の「定功卿記」などには、地震発生直後の天皇や上皇の行動について記述されている。

橋本実久はその日記に、「（七月）二日丁巳、晴、巳刻許依番参院（自今月被結改ニ番、参勤被仰下了）、直宿仕、今日申刻許地震甚、宮中鳴動以外也、須臾召御前、常御所東庭に被設御座渡御、予其南邊候、人々追々参上、各候其所（女房、同被候了）、終夜時々地震（侍従、同御前伺候）／三日戊午、晴、去夜より御前伺候、卯終刻常御所還御」〔「実久卿記」〕と記している。この記述から、地震発生当日の七月二日、光格上皇は仙洞御所内の常御所の東庭に出て、御座を構えて避難していた様子が窺える。また、日頃から仙洞御所に伺候していた橋本実久などの公家たちは、地震直後から上皇の御前へ伺候しており、他の公家たちも、庭上に避難した上皇の御前へと、御機嫌伺いに参上していたようである。

また、野宮定功はその日記に、「（七月）二日丁巳、霽〔中略〕／仰主上者内々下御于小御所東庭、窺御機嫌参之、近習人々皆被召、止詰云々」〔「定功卿記」〕と記している。この記述から、地震発生直後、仁孝天皇は禁裏御所内の小御所の東庭に避難しており、野宮定功などの公家たちが御機嫌伺いに参内していた様子が窺える。また、天皇が仮屋を構えて避難していた小御所の東庭へと、近習の公家たちが大勢参上してきたために、出仕が止められていた様子も見受けられる。恐らく、多数の公家衆が、同時に御機嫌伺いに参上したことによって、小御所の東庭は大変な混雑を呈していたのであろう。そのため、地震直後という混乱し緊迫した状況下において、禁裏御所内での更なる混乱の発生を回避する目的で、公家衆の参内に制限が加えられていたように思える。

5.2 地震祈祷

古代～中世を通じて、大地震が発生した際には、朝廷からの勅旨を受けた諸寺社において地震祈祷が行われていた。このように、朝廷主導による震

災対応であった地震祈禱は、江戸期に入ってから
も殆ど変化なく実施されていた。

上賀茂神社（賀茂別雷神社）の社家であった鴨
脚豊光の日記「豊光日次」の寛文二年（1662）五
月十一日条には、「（五月）十一日、雨降、今日伝
奏葉室大納言殿ヨリ御祈之義一社一同ニ可仕之旨
被仰渡、今晚ヨリ社中神事ヲカマヘル地震ノ御祈
之タメ也、五社三寺へ之御祈也、五社ハ伊勢、春
日、八幡、日吉、鴨上下、三寺ハ三井寺、東寺、
興福寺也」〔「豊光日次」〕と記されている。この
記述から、京都にも大きな被害を及ぼした寛文二
年五月一日の若狭・近江地震の際に、朝廷では五
社三寺に対して地震祈禱が命じられていた様子が
窺える。また、公家の柳原隆光の日記「隆光卿
記」の文政十三年七月二日条には、「（七月）二日
丁巳〔中略〕／宝暦度七社七ヶ寺御祈有之、今度
尤可為其分御治定者、又内侍所被供御鈴之事、地
動相止迄可被供、院中仰被申上、則其分有御沙
汰」〔「隆光卿記」〕と記されている。この記述か
ら、文政十三年京都地震が発生する約 79 年前の
寛延四年（1751）二月二十九日に発生し、京都に
軽微な被害を与えた地震の際にも、朝廷では七社
七寺に対して地震祈禱を命じていたことがわかる。
そして、今回の地震の場合にも、朝廷は那样的な
先例に準拠しており、地震被害の更なる拡大を
抑止し、打ち続く余震を鎮静化する目的で、地震
発生後速やかに、諸寺社に対して地震祈禱を命じ
ていたようである。

公家の野宮定功の日記には、「（七月）二日丁巳、
霽／〔中略〕亥刻七社七ヶ寺御祈被 仰出、從三
日有御祈云々」〔「定功卿記」〕と記されており、
地震発生当日の七月二日、朝廷では直ちに七社七
寺に対して地震祈禱を命じており、大地震とその
後の余震を鎮静化するために、迅速に対応してい
た様子が窺える。尚、七社七寺については不明確
であるが、恐らく七社とは、伊勢神宮・石清水八
幡宮・上下賀茂神社・春日大社・日吉大社の五社
に、平野神社・松尾大社などを加えたものであり、
同じく七寺とは、延暦寺・園城寺・東寺の三寺に、
興福寺・東大寺・醍醐寺・勧修寺などを加えたも
のであったように思われる。

このように、朝廷から地震祈禱を命じられた諸
寺社は、直ちに地震祈禱を開始していた。

青蓮院の寺誌には、「七月二日、申時大地震／
御祈奉行萬里小路辨消息御到来／地震及數剋、

叡襟寂不安、因茲一七箇日／一寺一同抽精誠、亘
奉祈天下泰平／寶祚長久万民安穩之事／右早可令
下知于延暦寺給之旨被／仰下候也／七月二日／正
房／大納言僧都御房」〔「華頂要略」〕と記されて
いる。この記述から、地震発生当日の七月二日に、
朝廷の地震祈禱の勅旨が、御祈奉行万里小路正房
から比叡山延暦寺へと到来していた様子がわかる。
そして、同史料には、「同月九日、執行代寂光院
参殿、地震之御祈／去三日開關、今朝結願卷數一
合持参／同十日、以御使為純、被奏者所／卷數表
包云／根本中堂御祈禱之卷數延暦寺大衆等」〔「華
頂要略」〕と記されており、七月三日～九日まで、
根本中堂において地震祈禱の行われていた様子が
窺える。また、同史料には、「同月十日、再御祈
被仰出、奉行万里小路辨／消息云」や、「同十七
日、執行代不動院参殿、地震御祈今／日満座卷數
持参、同十八日、以御使大谷／法眼被附 禁中奏
者所」〔「華頂要略」〕と記されている。このよう
な記述から、七月十日には再度、延暦寺へ地震祈
禱の勅旨が到来しており、同十一日～十七日まで
再び祈禱が実施されていた状況がわかる。更に、
同史料には、「同廿二日、日吉社御祈満座卷數一
合樹下／但馬守持参、御撫物返上、同月廿三日、
被／附 禁中奏者所」〔「華頂要略」〕と記されて
おり、日吉大社においても地震祈禱が実施されて
いたようである。

これらのことから、地震発生当日の七月二日、
朝廷は、七社七寺に対して地震祈禱を命じていた
が、祈禱開始後、数日を経た時点においても余震
が終息する兆しは見え、祈禱の効果が表れてい
ないと判断されたために、後日、再び地震祈禱が
命じられていたように思える。このように、半ば
儀礼的な地震への対応ではあるが、地震祈禱が繰
り返し命じられていたことから、朝廷では、地震
発生以後打ち続く余震を何とかして鎮静化し、混
乱に陥った世情を静穏な状態に回復させようと、
努めていた様子が窺えるだろう。

5.3 幕府との関係

今回の地震によって、禁裏御所や仙洞御所、そ
の周辺にあった公家屋敷では、築地塀や練塀など
が至る所で破損・崩壊するという大きな被害を蒙
っていた。このように被災していた朝廷や公家に
対して、幕府側はどのような対応を実施していた
のであろうか。

幕臣であった山田桂翁が天保二年（1831）に著した雑記には、「一、十四五日比より雨降り、清水音羽の瀧の上の山も崩、十七八日音羽川江水溢、五條通建仁寺邊は大出水にて、宮城内は誠に妖物屋敷の様に相成申候、公儀御見分御座候迄は、其儘にとの事にて、築地御堀の土迄も、下溝へ落込埋候間、水は外江溢れ流れ申候」[『宝暦現来集』]と記されている。この記述から、地震による被災の後、七月十四～十八日に降り続いた大雨によって、東山一帯では山崩れや洪水が発生していた状況が窺える。また、禁裏御所では、公儀（京都所司代）による被害調査が完了するまでは、被害を受けたままの状態にしておくように指示があったために、破損・崩壊した築地堀は大雨を受けて、土が流れ出す有様であった。

このことから、地震後 10 日以上経った時点においても、禁裏御所の被害調査は未だ実施されておらず、京都所司代による被害調査が終了するまでは、朝廷側において、勝手に瓦礫の取り片付けや応急修理が行えない状態にあったことがわかる。江戸期の朝廷は、政治的には幕府の管理下にあり、経済的には幕府から与えられた所領が主要な財源となっていたことから、幕府側の許可なく、独自に大掛かりな建造物の修復や造営は行えなかったと考える。そのため、今回の震災に際して、朝廷側で勝手に瓦礫の除去や応急修理を行ったならば、幕府側からの修復費用の調達が不可能となる事態が懸念されていたように思える。そこで、朝廷側では、当面の生活や儀式などが難渋するのを覚悟の上で、地震後しばらくの期間は、敢えて不便な生活を送ることを選択し、所司代による被害調査の実施を待っていたのであろう。

また、同史料には、「一、今度の大變に付、御攝家方始御救金、御願出候沙汰承り候、天明度は拜借有之候、乍去此度は、乍損家は其儘有之候間、如何相成候哉」[『宝暦現来集』]と記されている。この記述から、今回の地震によって被害を受けた摂家（五摂家）やその他の公家衆が、京都所司代（幕府）に対して御救金の拝借を願い出ていたことが窺える。また、約 42 年前の「天明大火」の際には、幕府側から拝借金があったが、今回の地震の場合には、屋敷などが被災してはいたものの、焼失するには至っていなかったために、公家衆は、今後の幕府側の処置について不安を抱いていたように思える。この時期、幕府財政は窮乏状態にあ

り、その事情を把握していた公家衆は、今回の地震のような倒壊・焼失以下の被害程度では、「天明大火」の場合のように、幕府側から御救金の拝借を得ることは極めて困難であろうと、承知していたのだろう。しかし実際、当時の公家衆は、被災箇所の修復工事という予期せぬ多額の支出を、京都近郊にあった自らの所領からだけでは確保できなかったために、上記のように幕府側へ修復費用の援助を求めていると考える。そして、そのような御救金の拝借願が功を奏したのか、前述したように、天保二年一月末になって、一部の公家屋敷の諸門や築地堀・練堀などでは、幕府側の主導による修復工事が始められていた。けれども、そのような事例は稀であり、前述したように、地震後 1 年を経過しても、未だ修復工事が実施されていない公家屋敷の方が多かったと想定する。

5.4 地震改元

「定祥卿記」「実久卿記」「山科言成卿記」など公家の日記からは、七月二日申刻頃の本震発生以後、1 ヶ月余りにわたって毎日数回～数十回もの余震が発生しており、その後も余震は毎日数回の頻度で発生し、回数は暫時減少しながらも、およそ 1 年半もの期間にわたって余震が打ち続いていた状況が窺える。このように、続発する余震の最中、地震による被害と混乱を收拾し、未だ鳴り止まぬ余震を鎮静化する目的で、朝廷において地震改元が実施されようとしていた。

公家の柳原隆光の日記には、「（十月）四日戊子、陰晴時々変時雨有両三、午刻応召参内、大宮権大夫同上、未半刻許於八景絵間、殿下被召兩人兩役列座、被伝宜云、近来凶年、当年地動有之、依被改元、大宮権大夫伝奏、予奉行之事被仰下云々」[「隆光卿記」]と記されている。この記述から、地震後 3 ヶ月を経た十月初めの時点で、ようやく地震改元について言及されていたことがわかる。また、同史料には、「（十月）廿九日癸丑、晴、寒氣凜烈過法可恐々々、地三四度各微動、巳斜参内番也、又改元有申沙汰、雑事宿依所勞退出」[「隆光卿記」]と記されていることから、その後、十月末には朝廷で改元についての評議があり、改元の実施に向けて徐々に準備が成されていた様子が窺える。

そして、その約 1 ヶ月後の十二月二日、地震発生を理由とする改元が実施された。京都上京の新

在家で餅屋を営み、禁裏御所にも出入りしていた川端家の史料には、「十二月十日、今日／一、年号改元、天保元年ト改ル／右改元は、去ル七月二日大地震、未不止候ニ付改元也／依之例之通、白粽九拾把刻限、餅壺通御請所御用ニ上ル」〔「御用永代要聞記」〕と記されている。また、京都町奉行が発した町触には、「一、年号改元、天保たる之旨被仰出候間、山城国中可被触候者也／寅十二月廿四日」〔『京都町触集成』〕とある。これらの記述から、朝廷では、地震発生後約5ヶ月を経た十二月十日の時点でようやく改元を実施しており、「文政」から「天保」へと年号を改めていたことがわかる。地震によって混乱した世の中に平穏を取り戻すために、「天下を保んじ」「天命を保つ」ことを期待して、「天保」への改元は行われていた。しかし、その改元にも拘わらず、その後の天保期の世情は、天保の飢饉やその影響を受けた百姓一揆・打ちこわしの続発によって、ますます混乱した状態へと向かっていき、民衆の不安感は弥が上にも増大していったように思う。

§ 6. 寺社の対応

京都の洛中や洛外には数多くの神社仏閣が建ち並んでおり、それぞれの霊験にちなんで本尊秘仏・什宝の開帳や縁日の修法で人々の参詣を集めたり、洛陽三十三所観音詣を設けたりして観光開発を進めており、18世紀以降、京都は観光都市としての性格を強めていた〔鎌田（2000）〕。そのため、観光都市として諸国から数多くの人々を集めていた当時の京都にとって、寺社は観光資源としての重要な役割も担っていた。次では、このような寺社が、地震発生後どのような対応を実施していたのか、その幾つかの事例について見ていく。

6.1 寺院の対応

当時、観光都市であった京都の性格上、今回の地震の際には、京都だけではなく他の諸国の人々も、京都の寺社の被害状況に関心を持っていたようである。そのため、松浦静山の随筆には、「一、北野天満宮御社内石鳥居、少々ずり、石燈籠不残倒れ、三本程は其儘に候、寺町通寺社、塀、石垣共大損じ、大仏石垣飛出し申候、〔中略〕聖護院宮御殿御築地崩れ申候、往来より御広間迄相見申候、幕引廻し昼夜共火之元けいご油断無之勤番致し申候、〔中略〕諸寺社、石金燈籠不残相倒れ、

石塔は大半折れ申候、扱両本願寺杯も、白洲え幕三重に引廻し有之候趣、〔中略〕一、大仏跡之台不残崩れ、同妙法院の御宮築地余程之破損、〔中略〕一、八坂塔、清水、三十三間堂格別破損なし」〔『甲子夜話』〕といった記述が見られる。このような記述から、地震によって築地塀が崩壊していた鴨東の聖護院では、門跡をはじめ人々が庭上の仮屋に避難しており、地震直後の混乱した状況下で火災の発生を警戒し、昼夜を問わず周辺の警備を行っていた様子が窺える。また、同じように地震発生後、洛中の東・西本願寺でも、庭上に仮屋を構えて避難していた様子が見られ、多分、門主をはじめ坊官の多くが、打ち続く余震や建物の倒壊を恐れて屋外に避難していたように思える。これらのことから、洛中洛外にあった他の数多くの寺院においても、聖護院や東・西本願寺の場合と同様に、その被害の有無に拘わらず、僧侶などが屋外へと避難していた状況が想定できるだろう。

6.2 神社の対応

下鴨神社（賀茂御祖神社）の社家であった鴨脚家の日記には、「（七月）三日陰或晴／〔中略〕一、大工呼寄家内損候分取繕、并ニ表裏土塀顛倒之处、以葭簀合囲之、屋敷は不残呼寄此用宛」〔「下鴨社家日記」〕と記されている。この記述から、下鴨神社の鴨脚家では、地震直後の七月三日の時点で大工を呼び、居宅の破損箇所を修理したり、土塀の崩壊箇所を葭簀で囲んだりして、応急処置を施していた様子が窺える。また、同史料によると、「居宅古家ニ付所々損申也、〔中略〕一、御社向無御別条、同御社廻土塀余程顛倒也」〔「下鴨社家日記」〕とあり、鴨脚家の居宅は古い建物であったために所々で破損が生じており、下鴨神社の建物はほぼ無事であったが、周囲の土塀はかなりの部分が崩壊していたとある。このように、下鴨神社では被災箇所が多かったことから、「（八月）十日雨降／一、先達而地震ニ付破損多有之候、社司之内五人ヨリ拝借銀之義被相願、両職之了簡ニも不能候故、役中へ願書拝借銀高書付差遣、相談可然之旨申置候処、今日返答ニ、非役五人之衆中斗ニも無之、銘々破損も有之候も、早損拝借之例ニ付、破損所之大小より致拝借候者可然存旨申来付、承知之段及返答候也／一、就右予拝借可申哉銀高之处、承知旨尋ニ付、則左之通書付遣／依地震所々破損有之、取繕自力ニ難叶候故、拝借願入候／

銀高三百六拾匁拝借」[「下鴨社家日記」]と記されているように、自力では修復工事が行えなかったために、地震後1ヶ月を経た時点で、銀360匁の拝借を願い出ている。この拝借願は、恐らく、寺社奉行へのものであったと考えられ、地震による被災箇所の修復・再建といった予期せぬ多額の出費のために、下鴨神社では、止むを得ず銀子の拝借を願い出たのであろう。

京都上京にあった下御霊神社の社家の日記には、「(七月)十日乙丑晴、社参定栄／一、禁中様ヨリ當月六日ニ被仰付候地震ニ付御祈祷、三ケ日ゞ相勤也」[「下御霊神社家日記」]と記されている。この記述から、地震後の七月六日に、下御霊神社も朝廷から地震祈祷を命じられており、祈祷は七日から始められて九日に終了していた様子が窺える。このことから朝廷では、前述した七社の他にも、幾つかの神社や寺院に対して地震祈祷を命じていたことが考えられ、続発する余震を少しでも鎮静化するために、地震祈祷を集中的に実施していたように思える。

§ 7. 民衆の対応

当時、京都の人口は40万人前後を有しており、その内、民衆(町方)の人口は30～36万人程度であった[林屋・他(1973)]。次では、京都の人口の大多数を占めていた民衆が、地震発生後、どのような対応を実施していたのかについて見ていく。

7.1 民衆の避難状況

白木屋の史料には、「三日朝ヨリ町真中江畳杯を引き出居候者八九分有之、尤も晝夜共右の仕合、誠に非人同様之譯也、三日朝頃ヨリ、大地震の跡は火事ジャがと申て、銘々其用意を仕、二條河原、近在へ引越候もの數多、雷歟大雨にても有之候はば、夫にて心納り候へ共無其儀、雨は誠にしるし許四日夜七時に降申候、今朝ヨリ先少々世間納り候得共、所によりては道具など迄、今に至り近在などへはこび居申候」[「健斎叢書」]と記されている。この記述によると、京都市中の民衆は、打ち続く余震やその余震による建物の倒壊、または地震後の火災発生を恐れており、8～9割の民衆が、京都市中の大路や鴨川の河原など、屋外の広い空間へ家財道具などを持ち出し、避難していた光景が見受けられる。また、前述したように、当

時の民衆には、「大地震の直後には火災が発生する」という認識があったために、火災発生を抑止するような大雨を待望していた状況も窺える。

また、同史料には、「誠に夜は夜露に打れ、晝は照付られ、今に折々ゆりは有之候、火事の取沙汰仕、實に心落付兼、世間一體困り入居候、御店之儀は、三日夜ヨリ通例に寝り申候」[「健斎叢書」]とも記されている。この記述から、上記のような地震後の屋外での避難生活は、頻発する余震や日中の残暑で困難の極みにあり、また、大地震の後には火災発生が危惧されており、そこへ火災発生噂が流布していたことから、民衆の不安感は一層増大していったと考えられる。そのため民衆は、地震発生後から打ち続く余震だけではなく、地震による世情の混乱や、火災発生への不安感によって、更なる緊張状態を強いられていたように思える。しかし一方、この史料が記された白木屋の場合は、堺町通夷川下ル亀屋町にあった白木屋京都本店での被害は軽微であり、店の人々は、地震発生翌日の七月三日の夜には屋内で就寝していたようである。

参考までに、江戸後期における京都市中の大路や鴨川の河原について、『都名所図会』にある「五條橋」[図1]の絵図(五条大橋付近を北東の方角から見た鳥瞰図)を見ると、鴨川に沿った河原や、五条通や河原町通などに広い空間があり、そこに大勢の民衆が避難していた光景が想像できる。尚、この『都名所図会』の絵図では、地震発生50年以上も前の景観が描かれているが、京都を焼き尽くした天明八年(1788)一月の「天明大火」を経た後の、文政十三年七月の時点においても、そのような都市景観に大きな差異はなかったであろう。

民衆の避難状況について、別の史料には、「右地震後折々昼夜とも少々宛震、其度々少々宛震動之響き御坐候而、一昨日より今日迄も其気味御坐候、何か御安心成不申、一昨夜昨夜共宅には引不申候、長屋前広場え竹に而囲仕、建具桐油之類に而家根にいたし、一統野宿仕候義に御ざ候」[『甲子夜話』]と記されている。この記述から、打ち続く余震に不安を感じ、大路や鴨川の河原など屋外に避難していた民衆は、竹で柱や梁を組み、家屋から外した戸板・障子・襖などの建具や桐油紙でもって周囲を囲んで、夜露や雨を防ぐための仮屋を構えており、そこで寝泊まりしていた様子が

窺える。このことから、地震によって家屋が大破・倒壊して居住不可能になった人々は勿論、家屋の被害が軽微または皆無であった人々も、頻発する余震やそれによる建物の倒壊を恐れて屋外に避難しており、路上や河原は避難した大勢の人々で混雑していた状況が考えられる。

更に、白木屋の史料には、「扱又右之通に付、井水不殘泥に相成、川水も同様にて、殘暑強折から、呑水に差支、上下共大難澁、飯焚にも竈不殘打碎、用立不申候、いづ方も土間を掘候て焚候次第御座候、追々白米も盡、町家などは玄米炊候て給續き申候、右の虚に乗じ、盜賊徘徊致し、其上晝夜火の元相改候へ共、とかく出火時々出来致し」〔「健斎叢書」〕と記されている。この記述は、地震発生後、井戸や河川の水が濁っていたために、残暑が厳しい時節柄、飲み水に苦労しており、屋外での避難生活は民衆にとって耐え難い状態であったことを表している。また、この記述からは、地震直後、屋外に避難していた民衆たちが、京都市中の混乱に伴う盜賊の横行や火災の発生を警戒していた状況が窺える。

別の史料には、「一、此節火事沙汰は止み候得共、今一度大地震有之風聞に付、銘々何時にても通候手當而已致、大切の品は皆手元に包置き、持出候様拵置候を、盜賊共是を考へ、右の品類取申候、此用心にて、京都一統毎夜三四人宛立番、夜中行燈を出置申候」〔『宝曆現來集』〕と記されている。この記述からは、地震直後の混乱した世情において、火災発生の噂や更なる大地震発生の風聞が流布しており、民衆は盜賊の横行を危惧し、緊迫した状態におかれていたことがわかる。そのため、各々の町内では、町毎に3・4人ずつ不寝番をおいて、夜間警備を実施していたようである。江戸期の京都市中では、町々とそこに住む町人の役負担によって、町内の日常的な公共機能を維持していた。このことから、上記のような地震発生後といった非日常的な状況下においても、町々の民衆自身の手による夜間警備が、京都市中での治安維持活動の主流を占めていたと考える。その一方で、京都町奉行が夜警を実施し、京都市中の治安維持に努めていたことも考えられる。しかし、東西両奉行所合わせて与力40騎・同心100人という人員では、被災した二条城や町奉行所周辺の警備を行える程度であり、やはり、京都市中全域にわたる治安維持活動については、民衆による町

毎の夜警が高い効果を発揮していたように思える。

そのような夜警について、四条通麩屋町東入奈良物町の町内記録には、「七月廿九日／今廿九日火廻り番／明晦日納メニ附／右兩夜四ツ時ヨリ明まで、庄中割合ニて惣出之様、尤地震後ヨリ毎夜割合三人ツゝ、夜八ツ時ヨリ夜迄庄衆火廻り番相頼候処、最早世間一統ニおたやか成候儀ゆへ、当月ニて火廻り番相休申候様ニ候間、庄中世話被致候事ニ附、町方ヨリ左少々挨拶をへ」〔「日要記」〕と記されている。この記述から、地震発生以来、町内では火の用心の夜間見廻りを3人ずつで実施してきたが、七月末になって京都市中の混乱もようやく落ち着き、世間も平穩になってきたために、その夜間見廻りも七月末をもって休止になっていた状況が見受けられる。このことから、地震後1ヶ月を経た時点で、地震発生以来、悪化していた京都市中の治安は、かなりの程度回復していたと考えられる。また、同史料には、「八月七日／諸御役宅向、地震ニ付崩倒箇所之内取片附」〔「日要記」〕と記されていることから、倒壊した町の役宅（町会所）の後片付けが、八月初めになって行われていた様子が窺え、恐らく、京都市中の他の町々でも、この頃から本格的な修復・再建工事が開始されていたように思える。

今回の地震によって、京都市中の土蔵や築地塀・練塀・土塀は、その殆どが何らかの被害を受けており、倒壊・崩壊したものも数多くあった。しかし、町家の場合を見ると、裏長屋では大破・倒壊したものが多かったが、大路に面した町家では倒壊に至ったものは少なかったとされている〔三木（1979）〕。尚、先に見た白木屋京都本店の場合も、店の建物の被害は軽微であったようである。これらのことから、文政十三年京都地震では、京都市中全体が壊滅的な被害を蒙っていたわけではなく、二条城や御所の周辺、商家の土蔵などで局所的に大きな被害が発生しており、それに伴う死傷者も局所的に多く発生していた状況が想定可能である。そして、京都市中におけるこのような局所的な被害状況から考えると、京都市中の大多数の民衆は、屋外での避難生活の中で、必ずしも地震による被害や打ち続く余震といった、いわゆる物理的・自然的な要因のためだけに、不安と緊張を感じていたように思えない。それよりもむしろ、地震発生後に生じた世情の混乱や、その混乱に乗じた盜賊の横行や放火の発生といった、いわ

ば人為的な要因の方が、民衆により強い不安感を与えており、地震発生直後における民衆の緊迫した状態を、更に増幅させていたように思える。

7.2 地震後の災害と民衆

地震発生以後、鳴り止まぬ余震や世情の混乱によって、不安な避難生活を強いられていた京都市中の民衆には、その後も更なる災難が降りかかっていた。ここでは、地震後に発生していた火災や水害について見ていく。

吉田神社の社家の日記には、「九日甲子、晴／〔中略〕一、亥剋鞍馬口出火／一、就右 内侍所江 御両君御参／一、仙洞御所外様口江鈴鹿周防守罷出、出火ニ付御鎮守御手当ニ罷出候旨、下北面を以評定方江御届申上ル之处、高松三位様御承知之間、火鎮り而後勝手可退出之旨、非蔵人吉田石見申出ル／〔中略〕一、昨夕より今夜至り折々地震／一、寅刻過室町中立売上所出火／〔中略〕十日乙丑、晴／〔中略〕一、未刻新烏丸切通シ上ル所出火／〔中略〕一、從昨日至今日地震五六度」〔「御広間雑記」〕と記されている。このような記述から、地震後の七月九日と十日に、京都市中の3箇所では火災が発生していたことがわかる。これらの火災は、地震発生後、数日を経た時点で発生していることから、地震に直接起因する火災ではなく、恐らく、地震後の世情の混乱に伴う火の不始末や火付け盗賊といった、人為的な要因による火災であったと想定する。このことから、前述したように、幕府側や民衆側が地震発生直後の時点で危惧していたとおり、実際に火災が発生していた状況が窺える。それらの火災は、幸いにも大火へと拡大することはなかったが、地震後の火災発生という出来事は、屋外での避難生活を余儀なくされていた大勢の民衆に、更なる不安感や緊張感を与えていたように思う。

地震後の災害は更に続いており、史料には、「十八日朝ヨリ大雨降、八ツ過頃ヨリ小雨ニ相成、七ツ時ヨリ雲晴申候、且十五日ヨリ十八日迄降続申候間、諸方家土蔵共損シ有之候所江雨含候ニ付、又々家土蔵共崩怪我人死人等も有之候、右降続申候ニ付、十八日ハ川々大洪水ニ而、川近辺之者難儀之上、又々難儀氣之毒千万奉存候」〔「蘿月小軒叢書」〕と記されている。この記述からは、前述した『宝暦現来集』の記述にもあるように、地震後の七月十四日～十八日まで断続的に降り続いた

大雨によって、地震で被害を受けていた土蔵は、破損箇所から雨水が浸透して崩壊に至っており、そのような土蔵の崩壊によって死傷者も発生していた様子が窺える。また、大雨によって、京都市中の小河川や鴨川などでは洪水が発生しており、河川付近の人々は地震に加え、洪水の発生によって更なる被害を蒙っていた状況がわかる。

このように、地震後に発生した火災や水害は、地震による被害を受けて脆弱になっていた京都市中の建造物に対して、更なる被害を与える結果となり、民衆の震災からの復興を遅延させる一因になっていたようにも思える。

§ 8. 地震の捉え方

次では、当時の人々が今回の地震をどのように捉えていたのかについて、地震後に著された幾つかの文献から考察を試みたい。

8.1 『地震奇談平安万歳楽』

『地震奇談平安万歳楽』は、地震後の人々の様相や地震に対する考え方について記されている戯文であり、著者は洛住東鹿斎（東禄）で、板元は京都下京の松原通新町西へ入町の「みのや平兵衛」である。この書物は、地震直後の文政十三年七月に成立し、前編は地震発生後1週間の情報をまとめて七月中に刊行されており、引続き七月中旬の状況をまとめて、同月末頃に下巻と称したものが刊行されていた。

そこには、「そも日本は神国にて、万代不易の国なり、雷地震は陰陽水火のたゝかひにて国を動かすにあらず、只土のうごき亦土生金とて、つれてかねもうごきめぐる、俗語に雨降て地かたまると、地震も納り世なをしとかや、ますます五穀は豊作、下も万民のうるおひ御代万歳楽とうたひめて度くめて度く」〔『地震奇談平安万歳楽』〕と記されている。この記述では、今回の大地震に際して、日本は神国であり万代不変とする神国観、陰陽道に基づく地震原因論、地震とは土が動くことであって金銭も動き廻る、といった考え方が述べられている。また、地震が終息したならば「世直し」となり、五穀は豊作、万民の生活は潤い、めでたいことであるとされている。このことから、著者は、今回の地震発生を「世直し」の兆候として捉えており、地震や震災の発生という社会不安の激化に伴って表出したこのような「世直し」観

念には、当時の政権への批判が内包されていたと推察する。尚、地震に対するこのような捉え方は、決して一部の知識人の見解だけを表しているものではなかろう。何故なら、知識人の考え方や思想には、当該期の民衆の世相に対する見解が、最大公約数的に表現されていると考えられることから、知識人の地震に対する捉え方にも、当時の民衆の地震に対する認識が強く反映されていると見做すことができるためである。

また、上記の記述には、「御代万歳楽とうたひめて度くめて度く」とあることから、地震が終息して「世直し」が行われたならば、万民の暮らし向きは良くなり、いつまでも繁栄が続く喜ばしい世の中になると捉えられていたように思う。京都市中では、今回の地震によって多大な被害を蒙った人々がいた一方で、地震に遭遇したにも拘わらず、被害を免れた人々も大勢いたと考える。そのような人々は、上記のように「めて度くめて度く」として、震災を無事に切り抜けられたことに喜びを感じており、必ずしも地震を否定的には捉えていなかったように思える。

他方、上記の記述に見られる「世直し」への期待からは、知識人やその背後にいた数多くの民衆が、当該期の世の中に不満を抱いていた状況が窺える。その不満の要因としては、恐らく、寛政改革における寛政異学の禁や風俗肅正、思想・情報統制など、寛政改革以降の制限され、行き詰まった世の中に対しての民衆の厭気が考えられる。寛政改革以降、幕府の統制は、寛厳を繰り返しつつも、文化～文政～天保期にわたり強化されていったために、世間を肯定的に見る民衆の感情は次第に低下していき、その統制の元凶である幕府に対して、民衆は様々な不満を抱くようになり、それが「世直し」への期待感を醸成していったと想像する。

更に、同書には、「何方よりか老人の来てまじなひあたへるあり、其哥に、／ゆるくともよもやぬけじの要石／鹿嶋の神のあらん限りは／と皆書写し戸口の柱或は大極ばしらに張付」『地震奇談平安万歳楽』とも記されている。この記述から、地震発生以後、地震治めの落首（戯歌）が民衆の間に広まっており、その落首は紙に書かれて戸口の柱や大黒柱に貼り付けられ、打ち続く余震による家屋の倒壊を防止するための一種の呪符として用いられていた様子が窺える。この地震治めの落

首は、今回の地震と同様に、京都で大きな被害が発生していた文禄五年（1596）閏七月十三日の伏見地震の際にも、「一、地動ニ付而、去十三日ヨリ哥トモ有之、門ニ押之也、誰人ノ所意不知之トモ町ノ押之、松竹ノ葉ヲ同サシ了、〔中略〕／ユルクトモヨモヤヌケシトカナメ石ノカシマノ神ノアランカキリハ」『言経卿記』とあることから、地震後、民衆の間に広く流布していたことがわかる。また、前述した寛文二年（1662）五月一日の近江・若狭地震の際にも、「又此地震ニ付て天子御詠歌被成候、〔中略〕又御詠歌に、ゆるくともよもやぬけじのかなめ石かしまの神のあらぬかきりハ」〔寛文二年之日記〕とあり、同じように民衆の間に広まっていた様子が窺える。これらのことから勘案すると、上記の地震治めの落首は、今回の地震の場合だけではなく、文禄期～寛文期～文政期にかけて、京都に大きな被害を及ぼした大地震の際に、繰り返し表出していた落首であったと考えられる。

この落首の内容については、「地震によっていくら地面が揺れようとも、地中の鯨が暴れないように押さえつけている要石は、鹿島大明神がその要石を押さえつけている限り、万が一にも抜けることはない」ということを言っているように思われる。このことから、「地震とは、地中にいる巨大な鯨が動いて（或いは暴れて）発生するものであり、鹿島大明神が要石でもってその鯨を押さえつけているために、少しぐらい揺れても、天地がひっくり返るような大きな地震にはならない」という考え方が、既に16世紀末の時点において人口に膾炙しており、江戸期を通じて何らかの形で伝承されていた状況が想像できる。また、落首の文面に、地震鯨を押さえつけて地震を抑制している鹿島大明神の名前が記されていることから、地震除けの呪符としての効力を持たせようとした意図も窺えるであろう。尚、地震後の京都において、このような地震治めの落首や地震除けの呪符が広まっていた背景には、地震による破壊や混乱に起因した、民衆の社会不安があったように思う。

8.2 『地震考』

『地震考』は、地震発生から1ヶ月余りの文政十三年八月上旬に刊行された地震に関する啓蒙書であり、著者は小島濤山、編者は小島東隴庵である。

そこには、「世の諺に地震ははじめきびしく、大風は中程つよく、雷は末ほど甚しといへる事をもて、はじめの程の大震はなきことゝさとしぬれど、なほ婦女子小兒のたぐひは、いかゞとあんじわづらひて、いかにやいかにやと尋ねといふ人のさはなれば、舊記をしるして、大震の後小震ありて止ざるためしを擧て、人のこゝろをやすくせんと左にしるし侍る」『地震考』と記されている。この記述から、当時の知識人が、地震は最初の方には大きな揺れが発生するが、後にはそれ程大きな揺れは発生しないことを、認識していたことがわかる。また、地震は最初の大震さえ乗り切れば、後の揺れはそれ程恐れる必要はないことを説いて、地震後の民衆の不安を少しでも緩和しようとしていた姿勢も窺えるだろう。

また、同書には、「誠に小兒の俗説なれども、大地の下に大なる鯰の居るといふも、昔より云傳へたる俗言にや、又建久九年の暦の表紙に、地震の虫とて其形を畫き、日本六十六州の名を記したるもの有、俗説なるべけれども、既に六七百年前よりかゝる事もあれば、鯰の説も何れの書にか據あらんか、佛説には龍の所爲ともいへり、古代の説は、大やうかくのごときものなるべし」『地震考』と記されている。この記述では、大地の下に地震鯰や地震虫がいて、それが動いて地震が起これとする俗説が紹介されている。しかしそこには、地震や震災に対する恐怖感や不安感などは見られない。そのため、著者の小島濤山は、今回の地震に関して、必ずしも突然に襲来した災厄としての側面だけを見ていたのではなく、知識人特有の知的好奇心でもって、地震という自然現象を捉えていたようにも思える。

8.3 『浮世の有様』

『浮世の有様』は、文化三年(1806)～弘化三年(1846)の見聞記であり、著者については不詳であるが、大坂北組の斎藤町に居住していた医師であったと推定されている。

この見聞記には、「大和・河内は當年殊の外豊年にして、別て紅花など、近年にこれなき豊作なりしにぞ、京都は吝嗇にして、御蔭参りに施行も少なりしかは、右の如く大地震あり、こは神の罰なるべし、大和・河内は参宮人の世話をよくなせしゆへ、これ全く神の恵み蒙りしなるべし」『浮世の有様』と記されている。この記述では、

地震が発生した文政十三年の大和や河内は米が豊作であり、特に紅花は豊作であり、これは、この年の春～夏にかけて畿内や西日本で熱狂的に興った御蔭参りの際に、大和や河内の人々が参宮人への施行を良くしたためであり、神(天照大神か)の恵みであるとしている。その一方で、京都の人々は吝嗇であり、御蔭参りの際に京中を通過する参宮人に施行を良くしなかったために、神の罰として今回の地震が起こったとしている。このことから、この見聞記の著者やその背後にいた当時の人々が、地震発生と御蔭参りの際の施行とを関連付けて考えていたことが窺える。そして、今回の京都での地震発生は、京都の民衆が伊勢神宮の参宮人への施行を怠ったことに対して、神が下した神罰であろうと捉えられていたように思える。

尚、文政十三年の三月～八月にかけて、伊勢神宮の御札が降ったのを契機として参宮が開始された御蔭参りのために、京都市中では数十～数百万の参宮人の通過に伴って諸物価が高騰しており、京都の町々の民衆は難渋していた[林屋・他(1973)]。そのため、御札降りやその噂を契機として、民衆が日常的な社会関係と日常的空間から抜け出て、興奮と熱狂の世界に身をうつしていった御蔭参りは、それに参加しない人々にとっては大変迷惑な現象であったと考える。しかし他方では、このような非日常的な現象が、民衆の社会不安を増大させていき、「世直し」への期待感を生み出していったことも推察できる。

地震発生の前年の文政十二年(1829)は米が豊作であったが、地震発生からは天候不順が続く、天保四年(1833)になると全国的な凶作となり、米価が高騰して京都市中の中下層民の生活は打撃を受け、行倒れの死者が580人にも及んでいたようである[林屋・他(1973)]。このことから、文政十三年京都地震によって「天保」へと改元されて以降、全国的な凶作と米価の高騰によって、京都の民衆の生活は更なる困窮状態に陥っていたと考えられる。また、天保四年から続く凶作を契機として発生した飢饉は、天保八年(1837)まで数年間にわたって続いた「天保の飢饉」へと拡大しており、天保四年以降、全国各地では百姓一揆や打ちこわしが続発して、世情は更なる混乱状態を呈していた。このような世相の中で、天保期の京都の民衆は、先の文政十三年京都地震について、その後起こった一連の凶荒の始まりを予兆する

災厄であったのではないかと捉え直し、改めて地震発生理由について様々に思案していたようにも思える。

§ 9. 震災の要因とその影響

次では、今回の地震によって生じた震災の要因や、震災の及ぼした影響について考察してみたい。

9. 1 震災の要因

16世紀末以降、近世の京都において大規模な被害を及ぼした地震は、文禄五年（1596）閏七月、寛文二年（1662）五月、そして今回の文政十三年（1830）七月の3回のみであり、寛延四年（1751）二月に発生した小規模な被害地震を含めても、それぞれ66年、89年、79年の間隔が空いている。このことから、京都に大きな被害をもたらした地震は、寛文二年五月以来、約168年もの間発生していなかった状況がわかる。そのため、大規模な被害もしくは大きな揺れを京都市中に与えた地震の発生間隔は、当時の人間の一生よりも長かったことが窺える。このようにしばらくの期間、大規模な被害をもたらす地震が発生していなかったために、当時の京都の人々にとっては地震災害よりも、むしろ全てを焼き尽くしてしまう大火の方が、より大きな災害として認識されていたように思える。

そこで、今回の地震が発生した文政年間までの江戸期における京都の大火について見ていくと、宝永五年（1708）三月、享保十五（1730）六月、天明八年（1788）一月に3度大火が発生している。このように、京都においても、当時の人間の一生に一度は大火に遭う可能性があったために、江戸期の京都の人々にとっては、地震よりも大火の方が大きな被害をもたらす災害として捉えられていたと考える。そして、その大火から家屋や家財道具を守るために、京都市中では土蔵や瓦葺の建物が数多く建てられていったと想定する。特に、この地震が発生する約42年前の天明八年一月三十日に発生した「天明大火」によって、京都市中の約8割の面積が焼亡していた。その大火の際に多くの土蔵が燃え残っていたために、火災に対する土蔵の有効性が実証されて、この大火以後、京都市中では土蔵が数多く建てられていったと考える。また、同じように大火の後、火災発生の際の類焼に対して有効な、瓦葺屋根の家屋も数多く建てら

れていったであろう。

藤川整斎の風聞集には、「御城内外、御所、御破損所多、堂社佛閣、入念候普請、新敷丈夫成る建前程、別而大破倒潰れ、微塵に相成、兼而之損家古家等は、却而損輕相濟由、江戸の様成手弱き建前、僂末成る普請之仕方、地震之為には宜敷事由に候」〔文政雑記〕と記されている。この記述では、二条城や御所、神社仏閣など立派で丈夫な建物が大破や倒壊などの被害を蒙っており、古い家や粗末な家の被害は軽微であったとされている。また、京都のような瓦葺屋根の家屋よりも、江戸のような板葺屋根の家屋の方が、地震による被害を軽減する上では有効であるとしており、地震と建物に関する当時の人々の見解が窺える。これらのことから、江戸後期、江戸の町屋にはまだ板葺屋根が多く見られたのに対して、京都では町屋の殆どが瓦葺屋根であり、裏長屋の場合にも、瓦葺屋根の割合は京都の方が高かったと想定できる。

また、滝沢馬琴の随筆には、「其中にも土蔵別て当りきびしく、元来貴地とちがひ、火災稀なる土地故に、自然土蔵の普請杯僂末成故に候哉、十に八九は壁土を不残ふるひ落し候て、鳥籠のごとく成たるが多く候よし」〔兎園小説拾遺〕と記されている。この記述に見られるように、今回の京都地震では特に土蔵の被害が顕著であったが、そのように多大な被害を蒙った要因として、京都では江戸よりも火災の発生頻度が低かったために、土蔵の普請の仕方が粗末であった点が指摘されている。また、この記述からは、京都の土蔵の8～9割は、激しい震動によって土壁が振るい落とされて骨組みだけが残し、鳥籠のようになっていた光景も見受けられる。

これらのことから勘案すると、次のようになるであろう。文政十三年時点の京都市中には、天明八年一月の「天明大火」以前からの土蔵や、それ以降に建てられた土蔵が混在しており、京都では地震に加えて大火の発生頻度も低かったために、土蔵の建て替えが頻繁に行われることはなかったと考えられる。また、先に見たように、江戸期において3度の大火を経験したことを受けて、文政期の京都市中には数多くの土蔵が建ち並んでいた光景が想定できる。そのため、多くの土蔵や土蔵造の建物の中で、老朽化の進んでいたものが、今回の地震によって集中的に被害を蒙っていたと推

定できるだろう。

以上のことから、江戸期における相次ぐ大火を契機として、火災からの類焼防止に重点をおいて建てられてきた土蔵や瓦葺家屋が、今回の文政十三年京都地震において特に大きな被害を蒙っていたと想定する。そして、当時の人々が、大火の経験を経験を踏まえて、土蔵や瓦葺家屋といった屋根や壁が重くなる防火建築を積極的に採用したために、必然的に地震による被害が拡大する結果となってしまう、「京都大地震」になっていたと考えることも可能であろう。

参考までに、前述した『地震奇談平安万歳楽』の表紙〔図2〕の絵を見ると、地震によって土蔵が崩れ、瓦葺家屋が倒壊している光景が描かれており、文政十三年京都地震の被害の特徴を如実に表現しているように思える。

更に、江戸前期～江戸後期にかけて京都は、宝永五年三月の「宝永大火」以降、洛北や洛西、鴨東など洛外へと市街地が拡大していた〔鎌田（2000）〕。このような市街地の拡大は、都市としては発展的なプラスの現象であったが、地震が発生した場合には、建造物の破損・倒壊によって新たな被災地域を作り出し、被害を拡大させるというマイナスの現象でもあった。そのため、今回の地震の場合、京都の洛外における被災地域は、以前の寛文二年五月の地震よりも拡大していたと想定する。このように、都市域の拡大に伴い地震発生時の被災地域も拡大するという、必然的な現象については、ここでは十分な考察を行う準備がないため、別の機会に、都市構造の変遷を含めて詳細な検証を試みたい。

9.2 震災の及ぼした影響

文政十三年京都地震では、京都市中やその周辺地域において、破損・倒壊した築地塀や練塀、土蔵などの被災箇所が膨大であり、それらの修復工事に必要な諸資材や、大工・左官などの職人の数が、京都では著しく不足していたであろう。そのため、地震後の京都で増加した修復工事によって、大工・左官など職人の手間賃は日々高騰しており、その高い手間賃によって、京都やその近在だけではなく、今回の震災に遭わなかった大坂や奈良など周辺の都市からも、大工や左官たちが京都へと仕事に来ていたと想像する。

今回の地震が発生する約42年前の天明八年一

月、京都史上最大の災害である「天明大火」が起こっていた。この場合について見ると、大火以後、京都町奉行は、大坂・伏見・大津からの物資の供給促進に協力を得たり、馬借・車力賃の高騰を諫めて、交通運輸手段の安定的な確保や、他都市からの円滑な物資供給を図っていた〔安国（1996）〕。このような「天明大火」の事例から考えると、今回の京都地震の際にも、京都では材木や瓦など修復・再建に要する諸資材が不足しており、地震後の京都では需要の増大によってそれらが高値で売り捌けたために、周辺の都市などから大量の物資が京都へと運び込まれていた状況が想定できる。そして、このような現象は、京都において諸物価の高騰を引き起こすという負の要素を有してはいたが、他方では、京都へと流入する様々な物資や人々の活動といった物と人の集中によって、震災を蒙った京都が復興へと向かうための原動力となっていたようにも思える。

以上のように、地震発生以降、被災地である京都市中やその周辺地域では、震災とその後の世情の混乱によって、地震に遭った人々は不安で困難な生活を強いられていた。しかし、被災地から離れた大坂などでは、京都での震災発生によって生じた物的・人的需要の急激な増加によって、商人たちの儲けは多くなり、職人たちの仕事は増加して、一部の人々の暮らし向きは、一時的にせよ豊かになっていた状況が想像できる。そのため、被災地の外では、「震災の恩恵」といった一種の逆説的な現象さえ起きていたように思えてくる。

§10. まとめと今後の課題

本稿では、文政十三年京都地震に際して、当時の京都の人々がどのように行動し、どのような震災対応を実施していたのかという観点から、幾つかの階層について個別に検証してきた。また、そのような震災対応の背景にあった時代的・地域的な特徴や、地震に対する捉え方についても考察を加えてきた。本稿におけるそのような検証や考察は不十分なものであり、今後の検討課題も多いかと思われるが、そこから導き出された結果の一端を列举すると、次のようになるであろう。

京都では江戸期に3度の大火を経験したことによって、土蔵や瓦葺家屋が数多く建てられていき、今回の地震が発生した文政期には、かなり高い割合で防火建築が建ち並んでいた光景が想定できる。

しかし、屋根や壁の重い防火建築は、火災に対しては有効であった反面、地震に対しては比較的脆弱であったために、今回の地震ではそれらが特に大きな被害を蒙っていたと考える。

地震後の火災については、地震発生後の数日間に数件の火災が発生していたが、その火災が大火へと拡大しなかったことから、当時の京都市中の町々における民衆の防火意識の高さや、町々の消防能力の高さが窺えるであろう。

地震発生直前に興っていた御蔭参りにおける非日常的な民衆の行動に見られるように、当該期の民衆の社会不安は増大しており、「世直し」への期待感が醸成されていた。このような社会的背景を受けて、今回の地震の際には、地震発生を肯定的に受け止める「世直し」観念が現出していたと考えられる。

最後に、文政十三年京都地震における人々の震災対応から、江戸期の震災対応の特徴について考えてみたい。

地震災害は、地震発生直後のしばらくの間、民衆の日常生活や幕府の政策に影響を及ぼし得るが、それは一時的な現象であり、1ヶ月も経過すると、震災に伴う混乱や余震が鎮静化するにつれて、その影響は次第に減少していく。そして、数ヶ月～数年が経過すると、人々の関心は日々の生活や出来事に向いていき、震災は次の被害地震の再来まで、多くの人々の記憶からは忘却されてしまう。そのため、人間の一生の内に、多くても1回程度しか発生し得ない被害地震の場合には、個々の階層において震災対応や地震対策が蓄積されて、それらが次第に体系化されていき、次の被害地震が発生した際に活用されるというプロセスは、成立し得なかったと考える。一方、都市の民衆にとっては、むしろ全てを焼き尽くしてしまう大火の方が、頻繁に発生する大災害であったために、大火への対応や防火・延焼対策は、次第に蓄積されていき、防災知識として体系化されていったと考えられる。そのような体系化された大火への対応や対策が、地震災害に際して、部分的に変更・応用され、震災対応として活用されていったと想定する。このことから、今回の地震の際には、経験則に基づいた独自の震災対応というものは、明確な形では存在していなかったように思える。

また、地震直後という非日常的な状況下においては、日常では見ることのできない人々の様々な

行動が表出すると考える。その行動の多くは、突然発生した地震の衝撃や、地震によって被害を受けたことに起因しており、自然現象という外的要素によって引き起こされた消極的な行動である場合が多いであろう。しかし、地震災害からの復興の場合には、その始まりにこそ消極的な要素を有してはいるが、復興への活動においては、人々の積極的な行動が見られると考える。そのため、江戸期において震災に直面した人々は、消極的な行動と積極的な行動との両方でもって、震災と向かい合い、震災の状況に応じて行動していたように思う。それは、古代・中世的な対処方法のように、自然災害を畏怖の念でのみ捉え、その脅威を回避して、現状から逃避しようとしていたのではなく、また、近代的な対処方法のように、人間の力でもって自然災害に対峙しようとしていたのでもなかろう。このことから、上記のような震災への対応の仕方は、自らに降りかかった震災という災厄を消極的に受け止めつつも、その震災を積極的に乗り越えていこうとするものであり、江戸期の人々に特有の対処方法であったように思える。

今後の課題としては、人間社会の影響を何ら受けず突発的に発生する地震という自然災害が、人間の営みである歴史上にどのような影響を及ぼし、政治的・社会的な時代背景の展開や変遷が、人々の震災対応の展開や変遷にどのような影響を与えたのか、という観点から、この震災についてより詳細に検証していく必要があるだろう。

謝辞

西田潤一氏には、英文の題目についてご教授を頂きました。また、佐竹健治氏及び査読者からの貴重なご意見は、原稿を改善する上で大変役に立ちました。ここに特記して感謝する次第です。

参考文献

- 青木美智男, 1993, 大系 日本の歴史 11 近代の予兆, 小学館, 505pp.
藤田 寛, 1995, 一九世紀前半の日本—国民国家形成の前提, 岩波講座 日本通史 第 15 巻, 岩波書店, 1-68.
林屋辰三郎(責任編集), 1973, 京都の歴史 6 伝統の定着, 学芸書林, 624pp.
鎌田道隆, 2000, 近世京都の都市と民衆, 思文閣出版, 395pp.

三木晴男, 1979, 京都大地震—文政 13 年の直下型地震に学ぶ—, 思文閣出版, 334pp.

三木晴男, 1992, 江戸時代の地震災害—寛文二年五月一日近江地震の場合, 歴史災害のはなし, 思文閣出版, 77-170.

高木博志, 2001, 近世の内裏空間・近代の京都御苑, 岩波講座 近代日本の文化史 2, 岩波書店, 273-310.

宇佐美龍夫, 1996, 新編日本被害地震総覧 [増補改訂版 416-1995], 東京大学出版会, 493pp.

安国良一, 1996, 京都天明大火研究序説, 日本史研究, 第 412 号, 53-77.

『文恭院殿御実紀 卷六十五』, 黒板勝美(編), 1934, 新訂増補国史大系 第四十九卷 統徳川実紀第二篇, 国史大系刊行会, 716pp.

『文政雜記』, 震災予防評議会(編), 1941, 増訂大日本地震史料 第三卷, 289-293.

『厳有院殿御実紀 卷二十三』, 黒板勝美(編), 1933, 新訂増補国史大系 第四十一卷 徳川実紀第四篇, 国史大系刊行会, 632pp.

『御用永代要聞記』, 東京大学地震研究所(編), 1984, 新収日本地震史料 第四卷, 507.

『速水家日記』, 東京大学地震研究所(編), 1984, 新収日本地震史料 第四卷, 527-529.

『東坊城聰長日記 二十七・二十八』, 東京大学地震研究所(編), 1994, 新収日本地震史料 続補遺別巻, 165-170.

『宝暦現来集 卷之十九』, 国書刊行会(編), 1913, 近世風俗見聞集 第三, 386-405.

『寛文二年之日記』, 東京大学地震研究所(編), 1982, 新収日本地震史料 第二卷, 213-215.

『甲子夜話 卷四十九』, 中村幸彦・中野三敏(校訂), 1980, 甲子夜話続編 4, 平凡社, 153-176.

『華頂要略』, 京都府立総合資料館所蔵, 華頂要略 卷第百廿六.

『健斎叢書 十三 京都地震之記』, 震災予防評議会(編), 1941, 増訂大日本地震史料 第三卷, 293-297.

『京都町触集成』, 京都町触研究会(編), 1986, 京都町触集成 第十卷, 岩波書店, 448pp.

『都名所図会』, 新修京都叢書刊行会(編), 1967, 新修京都叢書 第六卷, 臨川書店, 755pp.

『日要記』, 東京大学地震研究所(編), 1984, 新収日本地震史料 第四卷, 513-517.

『日記録 七五』, 東京大学地震研究所(編), 1984, 新収日本地震史料 第四卷, 545-547.

『御広間雜記』, 東京大学地震研究所(編), 1984, 新収日本地震史料 第四卷, 534-539.

『正親町家役所日記 十八』, 東京大学地震研究所(編), 1994, 新収日本地震史料 続補遺別巻, 170-176.

『蘿月小軒叢書』, 東京大学地震研究所(編), 1989, 新収日本地震史料 補遺別巻, 267-274.

『定功卿記 二』, 東京大学地震研究所(編), 1994, 新収日本地震史料 続補遺別巻, 149-151.

『定祥卿記』, 東京大学地震研究所(編), 1989, 新収日本地震史料 補遺別巻, 285-291.

『実久卿記』, 震災予防評議会(編), 1941, 増訂大日本地震史料 第三卷, 286-288.

『下鴨社家日記』, 東京大学地震研究所(編), 1984, 新収日本地震史料 第四卷, 525-527.

『下御霊神社社家日記』, 東京大学地震研究所(編), 1994, 新収日本地震史料 続補遺別巻, 176-179.

『隆光卿記 十三—十七』, 東京大学地震研究所(編), 1994, 新収日本地震史料 続補遺別巻, 152-161.

『兎園小説拾遺』, 日本随筆大成編集部(編), 1974, 日本随筆大成 第二期 5, 吉川弘文館, 73-160.

『言経卿記』, 東京大学史料編纂所(編), 1971, 大日本古記録 言経卿記 七, 岩波書店, 426pp.

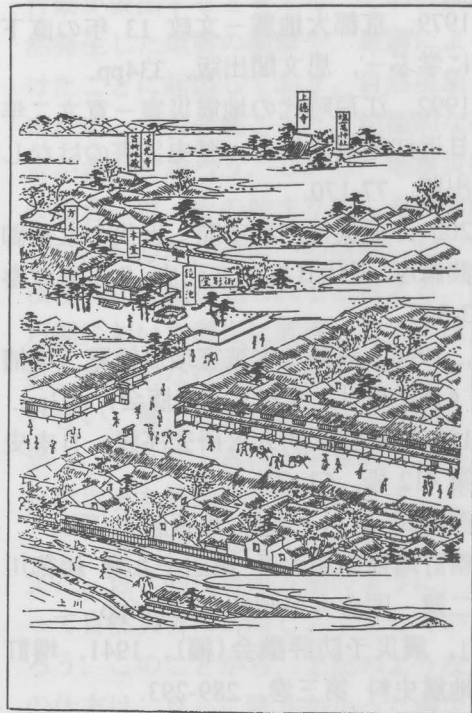
『豊光日次』, 東京大学地震研究所(編), 1982, 新収日本地震史料 第二卷, 208-213.

『浮世の有様 二』, 原田伴彦・朝倉治彦(編), 1970, 日本庶民生活史料集成 第十一卷 世相(一), 三一書房, 1070pp.

『山科言成卿記 一一二』, 東京大学地震研究所(編), 1994, 新収日本地震史料 続補遺別巻, 161-165.

『地震奇談平安万歳楽』, 新撰京都叢書刊行会(編), 1985, 新撰京都叢書 第十卷, 臨川書店, 241-247.

『地震考』, 楠瀬 恂(編), 1927, 随筆文学選集 第八卷, 書斎社, 441-458.



〔図1〕「五條橋」(『都名所図会』)



〔図2〕『地震奇談平安万歳楽』の表紙